

条例	新年度予算	補正予算※	決議	付議事件※
8件	7件	13件	2件	8件

※補正予算 年度当初の予算（当初予算）に、追加・その他の変更を加えるために提出される予算
 ※付議事件 本市議会だよりでは、議案のうち条例、予算、決議以外のものを付議事件としています。

Pick Up
特別委員会設置の決議 **中期行財政運営プラン特別委員会を設置** **全会一致**

- 委員長 村上 誠
- 副委員長 伊藤美恵子
- 委員 北村 薫
有働 正夫
新田 旺
松本 雅祐

令和8年度の市政方針において、田中市長は、本市の予算編成について、物価高騰や人件費の上昇、高齢化に伴う福祉費の増加、公共施設の老朽化、大型施設の市債償還などが予想される一方で、人口減少などにより市税収入や地方交付税は減少する見込みのため、その収支不足の対策として各基金を大幅に取り崩さなければならない見通しであるとの認識であり、この状況を受け、健全な財政基盤の確立と市民生活の安定を目指して深川市中期行財政運営プランを策定することを表明しました。

本プランは、今後の市民生活に影響を及ぼすことが想定されるため、深川市議会として特別委員会を設置し、十分な審議と幅広い調査を行っていきます。



令和8年度市政の方針

Pick Up
複合施設 **複合施設整備特別委員会の調査を終了**

複合施設整備特別委員会は、令和5年12月6日に設置し、令和6年第4回定例会において中間報告を行った以降は、7年12月15日に委員会を開催し、深川市まちなか交流施設（仮称）の管理運営等の考え方について、所管から説明を受けました。委員からは、施設使用料算定の考え方やシェアカフェの運用方法、既存サークルへの対応、まちライブラリーや雑誌スポンサー制度といった新たな取組などについて質疑や意見が出されました。

その後、3月2日の令和8年第1回定例会初日において、宮澤複合施設整備特別委員長が委員会での調査経過と概要を報告し、本特別委員会における調査を終了しました。



宮澤複合施設整備特別委員長

【条例】

■深川市立学校設置条例の一部を改正する条例

北新小学校保護者有志の会、北新小学校学区内町内会連合会から、それぞれ深川市と深川市教育委員会に対して、令和9年4月に北新小学校を一已小学校に統合するよう要請を受け、地域からの要望を含めた様々な検討を進めた結果、統合が可能であると判断しました。このことから、令和9年4月1日にこれら2校を統合するため、所要の改正を行うものです。

■深川市まちなか交流施設条例

深川市まちなか交流施設は、市民の多様な交流及び生涯学習の推進並びに交通結節機能の向上を図り、まちなかの活性化に寄与する施設として整備を進めています。本施設は、地方自治法第244条第1項に定める公の施設として設置するものであり、同法第244条の2第1項の規定により、当該施設の設置及びその管理に関する事項について定めるものです。

【決議】

■深川市議会議員佐々木一夫君に対する問責決議

佐々木一夫議員は、自身が発行する「れいわ新選組市議会報告第43号」において、事実と異なる内容を記載し、市民に誤解を招く文書を配布している。

一つには、特定の職員の個人名を記載し、職務に関係のない事項について言及したことは、個人の名誉を傷つけ、プライバシーを著しく侵害するものである。また、同僚議員に対して「不正容認・不正支援勢力」「無知（恥）蒙昧者」など、事実に基づかない記述や侮辱した表現を多数記載したことは、議員の社会的評価を低下させるものであり容認できるとは認めない。

二つには、議場の秩序保持、議事整理を適切に行っている議長に対して、「質問取りやめを強要」「議長の立場をはき違えた愚劣な質問妨害者である」など、事実を歪曲した内容を記載しており、議長の議事運営を否定したことは、地方自治法や会議規則を無視した不適切極まりないものである。

三つには、「深川市議会は、深川市行政と一体の不祥事隠ぺい機関である」としており、自らも構成員の一人である深川市議会の信用を失墜させ、市民に無用な誤解を与える記述であり看過できないものである。

議員が発行する「市議会報告」は、議会での審議内容や重要な決定事項について、市民に対して事実に基づき正確に情報提供をしなければならぬが、発言の自由、表現の自由を盾にして、事実をねじ曲げて流布することは、議員として決して許されるものではない。佐々木一夫議員は過去に4回の問責決議を受けており、そのいずれもが市議会報告の不適切内容を質したものであるが、依然として市民に誤解を招く文書を配布している。自身の発言責任について猛省を求め、問責するものである。

提出者からの提案説明後、佐々木議員から問責決議に対する発言がありました。

その後、4人の議員が採決を棄権し、出席議員の全会一致をもって可決されました。

深川市議会基本条例(案)を取りまとめました

基本条例って何？

深川市議会では、市議会の在り方や役割をより明確にし、市民に開かれ、市民の声を市政にしっかり届ける議会をつくるため、深川市議会基本条例(案)を取りまとめました。この条例では、「市民の代表として、どのような姿勢で活動していくのか」「どのようにして市民の声を市政に届けていくのか」「市議会としてどのような責任を果たしていくのか」といった基本的な姿勢や議会が守るべきルールを定めています。



条例内容の一部を紹介

1. 市民への情報公開や説明責任

- ・第7条(情報公開)では、本会議・委員会の原則公開、議事録や議員の表決結果の公開を定め、市民に分かりやすく情報を届けることを規定しています。
- ・第8条(議会報告会)では、全議員が参加する議会報告会を開催し、市民に議会活動を説明するとともに、市民意見を的確に把握することを規定しています。
- ・第17条(議会広報の充実)では、議会の重要な情報を常に市民へ周知すること、情報通信技術も活用した広報の充実を図ることを規定しています。

2. 市長との健全な緊張関係の保持

- ・第9条(市長等との関係)では、二元代表制の下、議会は市長等と緊張感のある関係を保ちながら、市政のチェック機能の役割を果たす姿勢を示しています。また、市長等は議会での質疑や質問の趣旨を確認することができ、論点を整理し、より建設的で分かりやすい議論を行う仕組みについて規定しています。

意見募集(パブリックコメント)を実施します

- 意見募集期間 4月30日(木)～5月29日(金)
- 条例案の閲覧場所 市議会HP、市役所、市役所各支所、生きがい文化センター、文化交流ホール「み・らい」、中央公民館、音江公民館
- 意見を提出できる方 市内に在住、勤務、在学する方など
- 意見書の提出方法 閲覧場所に備付け、または市議会HPからダウンロードした用紙に必要事項を記入し提出してください。
 - ・郵送または持参 〒074-8650 深川市2条17番17号 深川市議会事務局宛
 - ・ファクシミリ 0164-22-8134
 - ・電子メール gikai@city.fukagawa.lg.jp



パブリックコメント

■生産現場に寄り添った農業政策を求める意見書

全会一致で可決し、内閣総理大臣などに送付しました

【意見書】

固定資産評価審査委員会委員 野原利浩さん、青木裕幸さんの任期満了に伴い、先の方々を選任したいとの提案があり、全会一致で選任に同意しました。

岡田 博樹 さん
青木 裕幸 さん

同意

■深川市固定資産評価審査委員会委員の選任について

【人事案件】

議員名(議席番号順)	議員名(議席番号順)													議決結果	
	伊藤美恵子	新田 旺	有働 正夫	村上 誠	松原やす子	佐々木一夫	大前 昭代	田畑 陽美	北村 薫	近沢 弘幸	鶴岡 恵司	宮澤 孝司	松本 雅祐		山本 時雄
賛否が分かれた議案															
第1回定例会															
令和8年度深川市一般会計予算	○	○	○	○	●	●	○	○	○	-	○	○	○	○	可決
令和8年度深川市国民健康保険特別会計予算	○	○	○	○	●	●	○	○	○	-	○	○	○	○	可決
令和8年度深川市後期高齢者医療特別会計予算	○	○	○	○	●	●	○	○	○	-	○	○	○	○	可決
令和8年度深川市病院事業会計予算	○	○	○	○	○	●	○	○	○	-	○	○	○	○	可決
深川市税条例の一部を改正する条例について	○	○	○	○	●	●	○	○	○	-	○	○	○	○	可決
深川市議会議員佐々木一夫君に対する問責決議	○	○	○	○	棄	除	○	○	○	-	○	棄	棄	棄	可決

※賛成=○、反対=●、棄権=棄、除斥(採決に加わることができない)=除、近沢弘幸議長は採決に加わりません。

- 正式な会期日程は、直前の議会運営委員会で決定されます。詳しくは深川市議会事務局へお問い合わせください。
- 本会議は、いずれの日程も傍聴することができます。当日、市役所4階の議会事務局で受付しています。

24日(水)	22日(月)	19日(金)	18日(木)	17日(水)	16日(火)
本会議4日目	常任委員会	常任委員会	本会議3日目	本会議2日目	本会議1日目

6月 定例会の予定

6/16～6/24(9日間)
時間はいずれも午前10時～